警察共済組合秋田県支部建設コンサルタント業務等一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府、 文部省、自治省令第1号)第28条の規定により公告する。

平成30年 4月27日

(契約担当者) 警察共済組合秋田県支部 支部長 森 末 治

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1)業務名 職員宿舎(由利本荘)改修工事設計監理委託
- (2) 委託番号 KIRE-1
- (3)委託箇所 由利本荘市内
- (4) 履行期間 契約の日から平成30年 8月31日 (監理は工事引渡しまで)
- (5)業務内容 職員宿舎大規模改修工事に係る設計業務及び設計監理業務 既存建物規模

[宿舎棟] 鉄筋コンクリート造2階建、延床面積:488.88㎡ [物置棟] 木造平屋建、延床面積:25.20㎡

- (6) 予定価格 4, 750, 920円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1)入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱(平成5年3月30日監第1973 号。以下「入札制度要綱」という。)第4条第1項に規定する資格者名簿のうち、登録業 種が建築関係建設コンサルタント業務、業務部門が建築一般部門に登載されていること。
 - ③ 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定による1級建築士事務所登録を有すること。
 - 4 秋田県内に主たる営業所を有する者であること。
 - ⑤ 営繕工事設計業務執行能力評価要領による評価点が単体又はJV代表者は35点以上かつ55点未満、JV構成員は55点未満(平成30年3月1日現在)の者であること。
 - ⑥ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設 工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準 について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
 - ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
 - ⑧ 秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者(適用除外事業所を除く。)であること。
 - ⑨ 配置予定技術者(業務別発注概要書の入札参加者の資格に示す配置予定技術者をいう。) は、入札参加申込申請期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とす る。
 - ⑩ その他の入札参加資格要件は、発注概要書記載のとおりであること。

(2)業務別に定める要件

発注概要書記載のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請等

(1)入札説明書及び設計図書等の交付場所

郵便番号 010-0951 秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部会計課管財係 電話018(863)1111

(2)業務の内容に関する問合せ先

郵便番号 010-0951 秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部会計課営繕係 電話018(863)1111

(3) 入札説明書及び設計図書等の交付日時

平成30年4月27日(金)から平成30年5月14日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)の間で、時間は午前9時から午後5時までの間とする。

(4)入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を発注概要書に示す期限内に3(1)に掲げる場所に持参のうえ、1部提出すること。

(5)入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、 開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出 しなければならない。

(6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問は、発注概要書に示す日時までに3 (1) に掲げる場所に書面又はFAXで行うものとする。質問書の様式は申請者が任意に作成する。

回答は発注概要書に示す日時までに書面で、3 (1) の場所において閲覧により行う。 また、質問者に対しては回答をFAX等により別途行う。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成30年5月15日(火) 午前10時00分 秋田県警察本部3階 会議室3

5 その他

(1)入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の入札又は申請書若しくは資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(3)入札保証金

免除する。

(4) その他

詳細は、入札説明書等による。